

# 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 修学旅行実施マニュアル（令和4年8月24日更新版）

修学旅行について、具体的な対応は以下を基本とする。

なお、本マニュアルの内容については、今後の感染症の状況により変更することがある。

また、感染再拡大時（1日当たりの新規陽性者数が1週間平均700人を超えた場合）には、濃厚接触者を、濃厚接触者及び自宅待機要請者と読み替える。

## 1 修学旅行の実施についての基本的な考え方

### （1）実施の判断

次のいずれかに該当する場合は、原則として延期又は中止とする。

- ① 本県が「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等に指定されている期間が修学旅行実施期間と重なる場合。
- ② 新型コロナウイルス感染防止による学校の全部又は修学旅行を実施する学年の全部もしくは一部の学級閉鎖の期間が修学旅行の実施期間と重なる場合（学校設置者と協議のうえ決定）。
- ③ 参加する児童生徒数が少人数になった場合（業者が設定する最少催行人数や学校が設定する最低参加者数を下回った場合等）。

### （2）訪問先

「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等に指定されている都道府県は訪問先としない。

### （3）参加者（児童生徒・引率者）

当該参加者の参加の可否は「新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について」（県教育委員会）に基づき判断し、自宅待機とされている期間の参加は認めない。

### （4）出発後における旅行の中止

旅行中に参加者の感染が判明し、その後、参加者の間で感染が広がっている可能性が高いと判断される場合は、原則として旅行全体を中止する。

### （5）旅行中の体調不良者への対応

旅行中に参加者の体調不良等が判明した場合の対応は、2（7）により対応するものとする。

## 2 修学旅行の実施にかかる留意事項

上記「1 修学旅行の実施についての基本的な考え方」に基づいた実施となるよう、次の点に特に留意のうえ企画・実施すること。

### (1) 旅行の企画

- ① 旅行先や宿泊数は、現地の感染状況を踏まえて慎重に検討すること。なお、旅行に万全を期すため、訪問先の都道府県（市）において、参加者が感染した場合及び濃厚接触者とされた場合の対応状況等について、事前に把握しておくとともに、それらの場合の対応について確認しておくこと。
- ② 「本マニュアル」、「新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について」（県教育委員会）、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(文部科学省)、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（一般財団法人日本旅行業協会）等を踏まえ、旅行業者とも連携しながら、各所における感染防止対策を講ずること。 ※別紙「修学旅行チェックリスト」参照
- ③ 事情があつて修学旅行に参加しない児童生徒や、感染症に対する不安などから参加を望まない児童生徒、保護者等の同意を得られず不参加となる児童生徒等に対して、修学旅行に代替する課題等を準備し、適切に指導すること。
- ④ いかなる状況が生じた際においても、感染者及び濃厚接触者、体調不良者等が誹謗中傷を受けないよう、あらかじめ指導・啓発しておくこと。また、参加できなくなった児童生徒の心のケアを十分に行うこと。
- ⑤ 事前に入手した利用施設等の感染症対策に関するガイドラインを引率者で共有するとともに、旅行先の医療機関等を含めた対応マニュアルを作成し、教職員間で共通理解を図ること。

### (2) 旅行の実施全般

#### ① 基本的感染予防策

- ア 食事、入浴、就寝の時間以外は、全行程を通じ、全ての関係者がマスク着用を徹底すること。ただし、熱中症予防のため、児童生徒の体調の変化に注意し、異変を感じたらマスクを外して休憩し、十分な水分補給を行うよう指導するなど留意すること。
- イ 手を拭くためのタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないことを徹底すること。
- ウ 手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を徹底すること。特にバス乗降時、施設利用時等には、必ず実施するとともに、手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）の時間を定期的・計画的に多く設けること。

なお、アルコール手指消毒薬の使用による手指消毒もしくは流水と石鹸による手洗い後、ペーパータオルや個人持ちのハンカチ等で拭くこと。

## ② 密集、密接場面等の回避

- ア 可能な限り人との距離を確保し、大声を出さないよう徹底すること。
- イ 各所において、集合体制（クラスや列の間隔など）や移動経路を工夫するなど、密となる状況を避けるとともに、連絡体制を工夫すること。
- ウ 多数の人が集まる環境や換気の悪い密閉空間は避け、やむを得ない事情で近距離での会話をしなくてはならない場合は、マスク着用を徹底のうえ、利用施設等にアクリル板の設置を依頼するなど、飛沫感染対策を徹底すること。
- エ 各利用機関・施設の感染症対策ガイドラインに従って行動すること。
- オ 各利用機関・施設に、事前及び定期的な消毒と、機能を最大限とした換気を依頼すること。

## ③ 健康観察

- ア 各自で体温計を持参し、「健康チェックカード」を用いて、朝・夕の健康確認を徹底すること。
- イ 点呼時において、引率者が毎回健康確認及びマスク着用の確認をすること。
- ウ 体調不良等の自覚症状がある場合には、速やかに申し出るよう、指導を徹底すること。

## (3) 移動

### ① 移動中全般

- ア 乗車時及び再乗車時において手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を徹底すること。
- イ 移動時（貸切バス、公共交通機関等）は、マスク着用を徹底し、対面や大声での会話は控え、車内アナウンス等の指示に留意すること。
- ウ 可能な限り余裕をもって座れるようにするとともに、対面での座席使用は禁止とすること。
- エ 飛沫の飛散が考えられるレクリエーション（カラオケ等）や大声での会話は禁止とすること。
- オ 移動時の飲食は可能な限り回避すること。やむを得ず飲食する場合は「黙食」とし、飲食後はマスク着用を徹底すること。
- カ 可能な限りタクシー研修の実施は見合わせる。実施する場合には、車内の換気など感染防止対策を徹底するとともに、可能な限り一台の乗車人数を減らし、サイズの大きいタクシーを手配すること。

### ② バス

- ア 移動時の車内では、バス等に設置された外気取入れの換気装置を常に稼働させ、必要に応じて、窓を開ける等の換気を徹底すること。

イ 降車時、座席通路に立ち列ができないよう計画的・段階的に離席させること。

③ 鉄道

ア 可能な限り同一車両を貸切りで手配すること。

イ 駅内の移動やホームでの待機時、乗車時・降車時において可能な限り人との距離を確保すること。

(4) 食事（宿泊施設を含む）

① 個人の配膳が望ましいが、バイキング形式の場合には、時間をずらすなど、密や対面を避けるとともに、コップや食器等の複数での共用は禁止すること。

② 食事会場は団体貸し切りとし、他の利用客・団体と同会場にしないこと。

③ 飲食時はマスクを着用していないため、「黙食」を徹底すること。

④ 宿泊施設、食事会場等では、各事業者との事前調整を行い、換気機能付き装置の設置を確認し、装置があれば常時稼働させること。設置されていない場合は、定期的に窓やドアを開放（30分間に1回以上、数分程度）すること。換気は、複数の窓やドア等がある場合は二方向開放するなどし、密閉空間を作らないよう徹底すること。

⑤ 飛沫の飛散が考えられるレクリエーション（カラオケ等）や大声での会話は禁止とすること。

⑥ 食事後はマスク着用を徹底するとともに、喫食後は速やかに退席させること。

(5) 見学地・各種プログラム等

① 各見学地・見学会場と感染防止対策等について事前に打ち合わせをするとともに、利用施設等のガイドラインに従って行動すること。

② 可能な限り団体貸し切りとし、1密でも避ける環境を作ること。

③ 施設利用や買い物等の前後には手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を徹底するよう指導すること。

④ 入館・入場時に人が滞留しないよう、計画的・段階的な入退場とすること。

⑤ 可能な限り児童生徒だけでの行動や自由行動は計画しないこと。計画する場合は、事前に計画書を提出させ、感染防止の観点から行程等を確認すること。

(6) 宿泊施設

① チェックイン

ア 宿泊施設の到着時において、ロビー等での滞在時間を短縮するため、部屋への荷物の運び入れ等の移動を計画的に行うこと。

イ 外部から宿泊施設に到着した際には、手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を徹底すること。

② 部屋

ア 他の部屋との行き来は禁止すること。

- イ 各部屋に手指消毒薬を設置し、トイレ、洗面所、シャワーなど共用の場所を使用した後は必ず手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を行うよう徹底すること。
- ウ コップやタオル、ブラシ等の共用は禁止すること。
- エ トイレでは可能であればペーパータオルの使用、蓋を閉めて水を流す等の感染防止対策を徹底すること。
- オ トイレ使用後は、手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を徹底すること。
- カ 換気装置を常時稼働させること。なお、換気装置がない場合は窓・扉の開放による換気（30分間に1回以上、数分程度）を行うこと。

### ③ 入浴

- ア 入浴スケジュール管理を行う（可能な限り一度の利用人数・利用時間を制限し、密集を避ける）こと。
- イ 脱衣所ではマスクを着用するとともに、脱衣所・浴室では人との距離を確保し、会話を控えること。

### ④ 館内施設

- ア 売店等の施設利用について、一度の利用人数・利用時間を設定し、密集を避けること。

## (7) 旅行中における体調不良者等への対応

### ① 参加者に発熱等の症状がみられる場合

- ア 当該参加者の活動を取り止め、医療機関を受診させるとともに、医師の指示に従い、静養させること。なお、参加者が濃厚接触者とされた場合及び参加者の感染が判明した場合は、②に従うこと。
- イ 学校及び保護者等に連絡し、連携して対応すること。
- ウ 一人部屋で静養することを基本とすること（こうした事態に備え、あらかじめ一人部屋の休養室を複数確保すること）。
- エ 少なくとも一人の引率者等が当該参加者と接触せずに、別室で待機すること。
- オ 症状がなくなった後の活動への参加については、医師の指示に従うこと。
- カ 対応が困難な場合は、保護者等に迎えに来てもらい、参加者を引き渡すこと。  
なお、諸事情により保護者等が迎えに来られなくなる場合が生ずること等も想定し、その場合の対応について事前に決めておくこと。
- キ 当該参加者の看護、健康観察については、保護者等が到着後は保護者等に委ねること。

### ② 参加者が濃厚接触者とされた場合及び参加者の感染が判明した場合

- ア 保健所及び医師の指示のもと、速やかに当該参加者の別室待機・入院等を行うこと。
- イ 学校及び保護者等に連絡のうえ保護者等に現地に来てもらい、連携して対応すること。なお、諸事情により保護者等が迎えに来られなくなる場合が生ずるこ

- と等も想定し、その場合の対応について事前に決めておくこと。
- ウ 当該参加者の看護、健康観察については、保護者等の到着後は保護者等に委ねること。
- エ 保健所が行う濃厚接触者の特定等に協力し、行動を共にした他の参加者の行動調査を行うこと。
- オ 感染者の移動は保健所の指示に従うこと。
- カ 1（4）による旅行全体の中止の帰路については、旅行業者等と協議のうえ、適切に対応すること。
- キ 帰宅後の登校や学校生活については、保健所等の指示に従うとともに、学校設置者とも連携して対応すること。
- ③ 参加者の同居家族等に発熱の症状等が発生した場合
- ア 同居家族等に発熱等の症状が出た場合、保健所等の指示に基づいてPCR等ウイルス検査を受検することとなった場合及び濃厚接触者に認定された場合は、「新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について」に基づき判断し、当該参加者の自宅待機（行動制限）が不要であることが判明するまでは、団体行動から外し、個別に対応すること。
- イ 同居家族等が陽性となり、当該参加者が濃厚接触者とされた場合は、上記②に準じて対応すること。

### **3 保護者等への事前説明**

以下について保護者等に十分説明し、参加同意書の提出を求めること。

- (1) 「1 修学旅行の実施についての基本的な考え方」及び「2 修学旅行の実施にかかる留意事項」に記した内容を説明すること。特に、計画の延期、中止及び変更の可能性があり、延期又は中止した場合にはキャンセル料が発生する可能性があることを説明すること。
- (2) 旅行先において、参加者が濃厚接触者とされた場合及び参加者の感染が判明した場合は、原則、保護者等に現地まで迎えに来てもらうこと（その際の費用が保護者負担になる場合の承諾を含む）。
- この場合、保護者等が対応できない場合は、親戚など幅広い関係者の対応を可とするなど、柔軟に対応すること。
- (3) 旅行先において、参加者が発熱等の症状がある場合は病院を受診することに加え、一時的に症状が改善されたとしても、医師の指示等により活動に参加できない可能性があることや、受診の際の費用は保護者負担となること。また、状況によっては（2）に準じて、保護者等に現地まで迎えに来てもらうこと。

- (4) 旅行期間中、同居家族など参加者と一定の接触がある者の発熱等の症状、PCR等ウイルス検査（保健所指示による検査）の受検決定及び陽性が判明した場合は、速やかにその旨を学校に連絡すること。またその場合、当該参加者の行動制限が不要であることが判明するまでは、団体行動から外し、個別に対応すること。なお、「陽性」が判明し、参加者が濃厚接触者とされた場合は、2（7）②に従うこと。
- (5) 修学旅行の7日前から、「健康チェックカード」を用いるなど同居家族等の健康観察に協力を依頼し、同居家族等に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合には医療機関の受診を勧めること。また、普段一緒に生活している家族以外と大人数での飲食をしないことや不要不急の外出を控えることなど、できる限り感染リスクの高い行動をとらないよう、家族全員の協力を依頼すること。

#### 4 参加者への事前説明

以下について参加者に十分説明し、健康管理等を徹底すること。

- (1) 「1 修学旅行の実施についての基本的な考え方」及び「2 修学旅行の実施にかかる留意事項」に記した内容を説明すること。
- (2) 参加者は、通常と同様に「健康チェックカード」を用いた健康観察を入念に実施するとともに、発熱等の症状がある場合には医療機関を受診して、修学旅行への参加について医師の指示に従うこと。
- (3) 修学旅行中は一定期間行動をとることを踏まえ、修学旅行の7日前から、普段一緒に生活している家族以外と大人数での飲食をしないことや不要不急の外出を控えることなど、感染リスクの高い行動をとらないよう特に注意すること。

#### 5 旅行業者との事前打ち合わせ

以下について旅行業者と打ち合わせを行うこと。

- (1) 「1 修学旅行の実施についての基本的な考え方」及び「2 修学旅行の実施にかかる留意事項」に記した内容について十分に説明するとともに、やむを得ず延期又は中止が必要となる場合も想定し、その際の対応を十分に協議し、明確にしておくこと。

特に、キャンセル料等の対応・支払いについては、上記1の（1）～（5）に該当する場合その他各学校の事情によりキャンセル料が発生する場合を想定し、保険の対応が可能かどうか等も含め、事前に十分協議し、明確にしておくこと。

- (2) その他、以下の①～⑨については特に必要な依頼・確認等を行うこと。
  - ① 訪問先の利用機関・施設（病院や保健所等含む）等での感染防止対策の徹底や添乗員等の体調管理を徹底すること。児童生徒と接する者に対しては、過去7日間の

「健康チェックカード」の提出などによる確認を依頼すること。

- ② 利用する施設等（輸送機関含む）に、可能な限り団体貸切を依頼すること。
- ③ 利用する施設等（輸送機関含む）の感染症対策に関するガイドラインの事前提供を依頼し、引率者等で共有すること。
- ④ 可能な限り、3密（密閉・密集・密接）のうち1密でも避ける行程（食事会場、浴場、集合場所、部屋割り等）とすること。バスを選定する際には、バスの換気装置について、適切に換気できるかを事前に確認すること。
- ⑤ 宿泊の場合、一部屋の人数は可能な限り少なくし、一部屋の人数が複数となる場合は、マスクの着用や換気を徹底し、寝室はパーティションで仕切る等の工夫について協議すること。
- ⑥ 宿泊施設の部屋の清掃は毎日を基本とし、ドアノブ、リモコン、スイッチ、トイレなど、宿泊者が触れる場所については、重点的に消毒を実施すること（連泊の場合はこの限りではない）。また、タオル、アメニティの予備を宿泊フロアエレベーター前のスペース等に設置し、宿泊者自らが必要に応じて補充できるようにするほか、可能であればトイレにペーパータオルの設置を依頼すること。
- ⑦ 旅行中に体調不良になった者を個別に休養させるため、複数の一人部屋の休養室の確保や通院のための移動方法等、その費用負担等（保険対応含む）をあらかじめ明確にしておくこと。
- ⑧ 最終日に体調不良者が出た場合に、当該参加者が延泊を余儀なくされた場合の費用負担等をあらかじめ明確にしておくこと。
- ⑨ 感染状況により、学校全体、学年全体、学級全体等の急な臨時休業を想定し、その場合の費用負担等をあらかじめ明確にしておくこと。

## **6 実施の手続き等**

- (1) 県立高校においては、岐阜県立高等学校管理規則第8条に則り、宿泊を伴う教育活動については、実施の1月前までに校外行事实施届（国内修学旅行）をメールで提出すること。なお、校外行事实施届提出後に、宿泊を伴う教育活動を中止又は延期とした場合は、その旨を連絡すること。
- (2) 特別支援学校においては、別途留意点を通知するため、これらを踏まえ対応すること。
- (3) 小学校、中学校、義務教育学校においては、設置者の定める学校管理規則、その他の定めや指示に従うこと。



# 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた 修学旅行実施マニュアル（令和4年8月24日更新版）

修学旅行については、「~~令和3年度国内修学旅行の実施について（令和3年3月23日付け学支第1800号学校支援課長通知）~~」に基づき実施することとしているが、具体的な対応は以下を基本とする。

なお、本マニュアルの内容については、今後の感染症の状況により変更することがある。

また、感染再拡大時（1日当たりの新規陽性者数が1週間平均700人を超えた場合）には、濃厚接触者を、濃厚接触者及び自宅待機要請者と読み替える。

## 1 修学旅行の実施についての基本的な考え方

### （1）実施の判断

次のいずれかに該当する場合は、原則として延期又は中止とする。

- ① 本県が「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等に指定されている期間が修学旅行実施期間と重なる場合。
- ② 新型コロナウイルス感染防止による学校の全部又は修学旅行を実施する学年の全部もしくは一部での学級閉鎖の期間が修学旅行の実施期間と重なる場合（学校設置者と協議のうえ決定）。
- ③ 参加する児童生徒数が少人数になった場合（業者が設定する最少催行人数や学校が設定する最低参加者数を下回った場合等）。

### （2）訪問先

「緊急事態措置・まん延防止等重点措置区域」等に指定されている都道府県は訪問先としない。

### （3）参加者（児童生徒・引率者）

当該参加者の参加の可否は「新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について」（県教育委員会）に基づき判断し、自宅待機とされている期間の参加は認めない。

### （4）出発後における旅行の中止

旅行中に参加者の感染が判明し、その後、参加者の間で感染が広がっている可能性が高いと判断される場合は、原則として旅行全体を中止する。

### （5）旅行中の体調不良者への対応

旅行中に参加者の体調不良等が判明した場合の対応は、2（7）により対応するものとする。

## 2 修学旅行の実施にかかる留意事項

上記「1 修学旅行の実施についての基本的な考え方」に基づいた実施となるよう、次の点に特に留意のうえ企画・実施すること。

### (1) 旅行の企画

- ① 旅行先や宿泊数は、現地の感染状況を踏まえて慎重に検討すること。また、保護者等が公共交通機関を使わずに現地まで迎えに来ることができる場所とすること。なお、旅行に万全を期すため、訪問先の都道府県(市)において、参加者が感染した場合及び濃厚接触者とされた場合の対応状況等について、事前に把握しておくとともに、それらの場合の対応について確認しておくこと。
- ② 「本マニュアル」、「新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について」(県教育委員会)、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(文部科学省)、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」(一般財団法人日本旅行業協会)等を踏まえ、旅行業者とも連携しながら、各所における感染防止対策を講ずること。 ※別紙「修学旅行チェックリスト」参照
- ③ 事情があって修学旅行に参加しない児童生徒や、感染症に対する不安などから参加を望まない児童生徒、保護者等の同意を得られず不参加となる児童生徒等に対して、修学旅行に代替する課題等を準備し、適切に指導すること。
- ④ いかなる状況が生じた際においても、感染者及び濃厚接触者、体調不良者等が誹謗中傷を受けないよう、あらかじめ指導・啓発しておくこと。また、参加できなくなった児童生徒の心のケアを十分に行うこと。
- ⑤ 事前に入手した利用施設等の感染症対策に関するガイドラインを引率者で共有するとともに、旅行先の医療機関等を含めた対応マニュアルを作成し、教職員間で共通理解を図ること。

### (2) 旅行の実施全般

#### ① 基本的感染予防策

- ア 食事、入浴、就寝の時間以外は、全行程を通じ、全ての関係者がマスク着用を徹底すること。ただし、熱中症予防のため、児童生徒の体調の変化に注意し、異変を感じたらマスクを外して休憩し、十分な水分補給を行うよう指導するなど留意すること。
- イ 手を拭くためのタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用しないことを徹底すること。
- ウ 手指衛生(手指消毒あるいは手洗い)を徹底すること。特にバス乗降時、施設利用時等には、必ず実施するとともに、手指衛生(手指消毒あるいは手洗い)の時間を定期的・計画的に多く設けること。

なお、アルコール手指消毒薬の使用による手指消毒もしくは流水と石鹸による手洗い後、ペーパータオルや個人持ちのハンカチ等で拭くこと。

## ② 密集、密接場面等の回避

- ア 可能な限り人との距離を確保し、大声を出さないよう徹底すること。
- イ 各所において、集合体制（クラスや列の間隔など）や移動経路を工夫するなど、密となる状況を避けるとともに、連絡体制を工夫すること。
- ウ 多数の人が集まる環境や換気の悪い密閉空間は避け、やむを得ない事情で近距離での会話をしなくてはならない場合は、マスク着用を徹底のうえ、利用施設等にアクリル板の設置を依頼するなど、飛沫感染対策を徹底すること。
- エ 各利用機関・施設の感染症対策ガイドラインに従って行動すること。
- オ 各利用機関・施設に、事前及び定期的な消毒と、機能を最大限とした換気を依頼すること。

## ③ 健康観察

- ア 各自で体温計を持参し、「健康チェックカード」を用いて、朝・夕の健康確認を徹底すること。
- イ 点呼時において、引率者が毎回健康確認及びマスク着用の確認をすること。
- ウ 体調不良等の自覚症状がある場合には、速やかに申し出るよう、指導を徹底すること。

## (3) 移動

### ① 移動中全般

- ア 乗車時及び再乗車時において手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を徹底すること。
- イ 移動時（貸切バス、公共交通機関等）は、マスク着用を徹底し、対面や大声での会話は控え、車内アナウンス等の指示に留意すること。
- ウ 可能な限り余裕をもって座れるようにするとともに、対面での座席使用は禁止とすること。
- エ 飛沫の飛散が考えられるレクリエーション（カラオケ等）や大声での会話は禁止とすること。
- オ 移動時の飲食は可能な限り回避すること。やむを得ず飲食する場合は「黙食」とし、飲食後はマスク着用を徹底すること。
- カ 可能な限りタクシー研修の実施は見合わせる。実施する場合には、車内の換気など感染防止対策を徹底するとともに、可能な限り一台の乗車人数を減らし、サイズの大きいタクシーを手配すること。

### ② バス

- ア 移動時の車内では、バス等に設置された外気取入れの換気装置を常に稼働させ、必要に応じて、窓を開ける等の換気を徹底すること。

イ 降車時、座席通路に立ち列ができないよう計画的・段階的に離席させること。

③ 鉄道

ア 可能な限り同一車両を貸切りで手配すること。

イ 駅内の移動やホームでの待機時、乗車時・降車時において可能な限り人との距離を確保すること。

(4) 食事（宿泊施設を含む）

① 個人の配膳が望ましいが、バイキング形式の場合には、時間をずらすなど、密や対面を避けるとともに、コップや食器等の複数での共用は禁止すること。

② 食事会場は団体貸し切りとし、他の利用客・団体と同会場にしないこと。

③ 飲食時はマスクを着用していないため、「黙食」を徹底すること。

④ 宿泊施設、食事会場等では、各事業者との事前調整を行い、換気機能付き装置の設置を確認し、装置があれば常時稼働させること。設置されていない場合は、定期的に窓やドアを開放（30分間に1回以上、数分程度）すること。換気は、複数の窓やドア等がある場合は二方向開放するなどし、密閉空間を作らないよう徹底すること。

⑤ 飛沫の飛散が考えられるレクリエーション（カラオケ等）や大声での会話は禁止とすること。

⑥ 食事後はマスク着用を徹底するとともに、喫食後は速やかに退席させること。

(5) 見学地・各種プログラム等

① 各見学地・見学会場と感染防止対策等について事前に打ち合わせをするとともに、利用施設等のガイドラインに従って行動すること。

② 可能な限り団体貸し切りとし、1密でも避ける環境を作ること。

③ 施設利用や買い物等の前後には手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を徹底するよう指導すること。

④ 入館・入場時に人が滞留しないよう、計画的・段階的な入退場とすること。

⑤ 可能な限り児童生徒だけでの行動や自由行動は計画しないこと。計画する場合は、事前に計画書を提出させ、感染防止の観点から行程等を確認すること。

(6) 宿泊施設

① チェックイン

ア 宿泊施設の到着時において、ロビー等での滞在時間を短縮するため、部屋への荷物の運び入れ等の移動を計画的に行うこと。

イ 外部から宿泊施設に到着した際には、手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を徹底すること。

② 部屋

ア 他の部屋との行き来は禁止すること。

イ 各部屋に手指消毒薬を設置し、トイレ、洗面所、シャワーなど共用の場所を使用した後は必ず手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を行うよう徹底すること。

ウ コップやタオル、ブラシ等の共用は禁止すること。

エ トイレでは可能であればペーパータオルの使用、蓋を閉めて水を流す等の感染防止対策を徹底すること。

オ トイレ使用後は、手指衛生（手指消毒あるいは手洗い）を徹底すること。

カ 換気装置を常時稼働させること。なお、換気装置がない場合は窓・扉の開放による換気（30分間に1回以上、数分程度）を行うこと。

### ③ 入浴

ア 入浴スケジュール管理を行う（可能な限り一度の利用人数・利用時間を制限し、密集を避ける）こと。

イ 脱衣所ではマスクを着用するとともに、脱衣所・浴室では人との距離を確保し、会話を控えること。

### ④ 館内施設

ア 売店等の施設利用について、一度の利用人数・利用時間を設定し、密集を避けること。

## (7) 旅行中における体調不良者等への対応

### ① 参加者に発熱等の症状がみられる場合

ア 当該参加者の活動を取り止め、医療機関を受診させるとともに、医師の指示に従い、静養させること。なお、参加者が濃厚接触者とされた場合及び参加者の感染が判明した場合は、②に従うこと。

イ 学校及び保護者等に連絡し、連携して対応すること。

ウ 一人部屋で静養することを基本とすること（こうした事態に備え、あらかじめ一人部屋の休養室を複数確保すること）。

エ 少なくとも一人の引率者等が当該参加者と接触せずに、別室で待機すること。

オ 症状がなくなった後の活動への参加については、医師の指示に従うこと。

カ 対応が困難な場合は、保護者等に迎えに来てもらい、参加者を引き渡すこと。なお、諸事情により保護者等が迎えに来られなくなる場合が生ずること等も想定し、その場合の対応について事前に決めておくこと。

キ 当該参加者の看護、健康観察については、保護者等が到着後は保護者等に委ねること。

### ② 参加者が濃厚接触者とされた場合及び参加者の感染が判明した場合

ア 保健所及び医師の指示のもと、速やかに当該参加者の別室待機・入院等を行うこと。

イ 学校及び保護者等に連絡のうえ保護者等に現地に来てもらい、連携して対応すること。なお、諸事情により保護者等が迎えに来られなくなる場合が生ずること。

と等も想定し、その場合の対応について事前に決めておくこと。

ウ 当該参加者の看護、健康観察については、保護者等の到着後は保護者等に委ねること。

エ 保健所が行う濃厚接触者の特定等に協力し、行動を共にした他の参加者の行動調査を行うこと。

オ 感染者の移動は保健所の指示に従うこと。

カ 1（4）による旅行全体の中止の帰路については、旅行業者等と協議のうえ、適切に対応すること。

キ 帰宅後の登校や学校生活については、保健所等の指示に従うとともに、学校設置者とも連携して対応すること。

③ 参加者の同居家族等に発熱の症状等が発生した場合

ア 同居家族等に発熱等の症状が出た場合、保健所等の指示に基づいてPCR等ウイルス検査を受検することとなった場合及び濃厚接触者に認定された場合は、「新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について」に基づき判断し、当該参加者の自宅待機（行動制限）が不要であることが判明するまでは、団体行動から外し、個別に対応すること。

イ 同居家族等が陽性となり、当該参加者が濃厚接触者とされた場合は、上記②に準じて対応すること。

### **3 保護者等への事前説明**

以下について保護者等に十分説明し、参加同意書の提出を求めること。

(1) 「1 修学旅行の実施についての基本的な考え方」及び「2 修学旅行の実施にかかる留意事項」に記した内容を説明すること。特に、計画の延期、中止及び変更の可能性があり、延期又は中止した場合にはキャンセル料が発生する可能性があることを説明すること。

(2) 旅行先において、参加者が濃厚接触者とされた場合及び参加者の感染が判明した場合は、原則、保護者等に現地まで迎えに来てもらうこと（その際の費用が保護者負担になる場合の承諾を含む）。

この場合、保護者等が対応できない場合は、親戚など幅広い関係者の対応を可とするなど、柔軟に対応すること。

(3) 旅行先において、参加者が発熱等の症状がある場合は病院を受診することに加え、一時的に症状が改善されたとしても、医師の指示等により活動に参加できない可能性があることや、受診の際の費用は保護者負担となること。また、状況によっては（2）に準じて、保護者等に現地まで迎えに来てもらうこと。

- (4) 旅行期間中、同居家族など参加者と一定の接触がある者の発熱等の症状、PCR等ウイルス検査（保健所指示による検査）の受検決定及び陽性が判明した場合は、速やかにその旨を学校に連絡すること。またその場合、当該参加者の行動制限が不要であることが判明するまでは、団体行動から外し、個別に対応すること。なお、「陽性」が判明し、参加者が濃厚接触者とされた場合は、2（7）②に従うこと。
- (5) 修学旅行の7日前から、「健康チェックカード」を用いるなど同居家族等の健康観察に協力を依頼し、同居家族等に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合には医療機関の受診を勧めること。また、普段一緒に生活している家族以外と大人数での飲食をしないことや不要不急の外出を控えることなど、できる限り感染リスクの高い行動をとらないよう、家族全員の協力を依頼すること。

#### 4 参加者への事前説明

以下について参加者に十分説明し、健康管理等を徹底すること。

- (1) 「1 修学旅行の実施についての基本的な考え方」及び「2 修学旅行の実施にかかる留意事項」に記した内容を説明すること。
- (2) 参加者は、通常と同様に「健康チェックカード」を用いた健康観察を入念に実施するとともに、発熱等の症状がある場合には医療機関を受診して、修学旅行への参加について医師の指示に従うこと。
- (3) 修学旅行中は一定期間行動をとることを踏まえ、修学旅行の7日前から、普段一緒に生活している家族以外と大人数での飲食をしないことや不要不急の外出を控えることなど、感染リスクの高い行動をとらないよう特に注意すること。

#### 5 旅行業者との事前打ち合わせ

以下について旅行業者と打ち合わせを行うこと。

- (1) 「1 修学旅行の実施についての基本的な考え方」及び「2 修学旅行の実施にかかる留意事項」に記した内容について十分に説明するとともに、やむを得ず延期又は中止が必要となる場合も想定し、その際の対応を十分に協議し、明確にしておくこと。

特に、キャンセル料等の対応・支払いについては、上記1の（1）～（5）に該当する場合その他各学校の事情によりキャンセル料が発生する場合を想定し、保険の対応が可能かどうか等も含め、事前に十分協議し、明確にしておくこと。

- (2) その他、以下の①～⑨については特に必要な依頼・確認等を行うこと。
- ① 訪問先の利用機関・施設（病院や保健所等含む）等での感染防止対策の徹底や添乗員等の体調管理を徹底すること。児童生徒と接する者に対しては、過去7日間の

「健康チェックカード」の提出などによる確認を依頼すること。

- ② 利用する施設等（輸送機関含む）に、可能な限り団体貸切を依頼すること。
- ③ 利用する施設等（輸送機関含む）の感染症対策に関するガイドラインの事前提供を依頼し、引率者等で共有すること。
- ④ 可能な限り、3密（密閉・密集・密接）のうち1密でも避ける行程（食事会場、浴場、集合場所、部屋割り等）とすること。バスを選定する際には、バスの換気装置について、適切に換気できるかを事前に確認すること。
- ⑤ 宿泊の場合、一部屋の人数は可能な限り少なくし、一部屋の人数が複数となる場合は、マスクの着用や換気を徹底し、寝室はパーティションで仕切る等の工夫について協議すること。
- ⑥ 宿泊施設の部屋の清掃は毎日を基本とし、ドアノブ、リモコン、スイッチ、トイレなど、宿泊者が触れる場所については、重点的に消毒を実施すること（連泊の場合はこの限りではない）。また、タオル、アメニティの予備を宿泊フロアエレベーター前のスペース等に設置し、宿泊者自らが必要に応じて補充できるようにするほか、可能であればトイレにペーパータオルの設置を依頼すること。
- ⑦ 旅行中に体調不良になった者を個別に休養させるため、複数の一人部屋の休養室の確保や通院のための移動方法等、その費用負担等（保険対応含む）をあらかじめ明確にしておくこと。
- ⑧ 最終日に体調不良者が出た場合に、当該参加者が延泊を余儀なくされた場合の費用負担等をあらかじめ明確にしておくこと。
- ⑨ 感染状況により、学校全体、学年全体、学級全体等の急な臨時休業を想定し、その場合の費用負担等をあらかじめ明確にしておくこと。

## 6 実施の手続き等

- (4) 県立高校においては、岐阜県立高等学校管理規則第8条に則り、**宿泊を伴う教育活動については、実施の1月前までに校外行事实施届（国内修学旅行）をメールで提出すること。なお、校外行事实施届提出後に、宿泊を伴う教育活動を中止又は延期とした場合は、その旨を連絡すること。**
- (5) 特別支援学校においては、別途留意点を通知する**ため、これらを踏まえ対応すること。**
- (6) 小学校、中学校、義務教育学校においては、設置者の定める学校管理規則、その他の定めや指示に従うこと。